

第二回定例議会

昭和五十二年第二回和島村議会定例会は、六月二十四日から六月二十五日までの二日間の会期中に開かれ、昭和五十二年度の一般会計補正予算案・条例一部改正案など村長提出議案九件、請願一件、意見書二件が提案され審議が行なわれました。また、村政に対する一般質問は、三名の議員から執行者の見解を質されました。

本会議日程及び審議結果

招集日(六月二十四日)

午前九時三十分開会。会議録署名議員を指定し、会期を六月二十五日までの二日間と決定し、村長並びに議長長の諸報告の後、議案第三十七号・第三十八号・第三十九号の専決処分の承認をした後、第四十号議案・第四十一号議案・第四十二号議案・第四十三号議案・第四十四号議案の五議案について、一件毎に慎重に審議し可決しました。

次に人権擁護委員の任期満了による後任の推せん並びに委員の増員一人の推せんに対し、議会の意見を求められた方々については、前任と意見が一致しました。次に、北方領土の早期返還に関

する意見書案の提出があり議会全員の一致のもとで、関東行政庁に意見書を提出することに決定しました。第二日(六月二十五日最終日)午前九時五十分開議。請願第三十七号議案・和島村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提出者の提案理由を聞き、慎重に審議しこの意見を聞き、慎重に審議し可決した。

例の一部を改正する条例) 承認
第三十九号議案・専決処分の承認を求めることについて(昭和五十二年一般会計補正予算(第一次)) 承認
第四十号議案・和島村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 原案可決
第四十一号議案・和島村国民健康保険条例の一部を改正する条例について 原案可決
第四十二号議案・三島地区第二次林業構造改善事業推進協議会の設置について 原案可決
第四十三号議案・昭和五十二年和島村一般会計補正予算(第二次)について 原案可決
第四十四号議案・和島村監査委員の選任について 同意
第四十五号議案・和島村教育委員会委員の任命について 同意
諮問第一号・人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて 適任
諮問第二号・人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて 適任
議員提出議案
意見第二号・北方領土の早期返還に関する意見書 原案可決
意見第三号・昭和五十二年産生産者米価値上げ等に関する意見書 原案可決

参議院選挙結果

去る七月十日行なわれました参議院議員通常選挙の結果をお知らせします。

◎投票の結果

(地方区)
当日の有権者数 投票者数 投票率
男 二〇三一 一五五六 七六・二
女 二二六九 一五三三 六七・七
計 四二〇〇 三〇八九 七三・三

◎提出された請願
請願第二号・昭和五十二年産米政府買入価格ならびに農業経営発展の基本施策の確立等に関する請願 採択

(全国区)
男 二〇三一 一五五五 七六・五
女 二一六九 一五二九 七〇・九
計 四二〇〇 三〇八四 七三・四

◎候補者別得票数
(地方区)
よしだ正雄 一、二五五
丸山 久明 九一
塚田十一郎 一、五六一
(無効 一八一)
(全国区)
(得票数一〇〇票以上)届出順)
梶木 又三 一〇七
楠 正俊 二七四・三三
山崎 昇 三〇一
伊江 朝雄 一六八
大森 昭 三〇四
柏原 ヤス 二二二
増岡こうじ 二六六
(無効 二七〇)

特別減税の還付金

事業所得者など確定申告をして昭和五十一年分の所得税を納税した人には、六月下旬に税務署から還付請求書を送りました。まだお手元をお持ちの人は、郵便局名などの所要事項を記入し、至急税務署へ返送してください。なお、還付請求書を提出されてから、還付金を受取るまでに一二月かかかる場合もありますのであらかじめ御了承ください。

昭和五十二年度日赤社費実績

部落名	実績	部落名	実績
上小島	10,200	上桐	25,800
中下小島	12,900	三瀬ケ	5,100
下小島	14,700	北野	14,400
駅前	28,500	根小屋	6,000
下富岡	16,800	荒巻	16,200
若野	5,800	新田	0
アミダ	9,300	中央	3,000
高畑	16,600	下町上	15,500
日野	2,700	下町下	18,000
中野	19,900	下川	10,500
梅田	6,000	道城	1,800
東保	6,900	法善	6,600
村之	19,200	寺町	7,500
城之	12,000	小谷	2,400
両高	14,700	計	333,500
坂谷	4,500		

日赤社費の納入につきましては、区長さん、村民のみなさんのご理解とご協力により好成績をあげることができました。

皆さんからの社費は、災害救護物資の整備、血液事業などに使用されます。

動物を愛しましょう

「新潟県動物保護管理条例制定」

この条例は、動物の健康や安全を保持するため、動物愛護精神の普及、適正な飼養管理の指導、放し飼いの防止、不用犬・ねこの収容等、動物保護管理に必要な施策を構じ、飼い主の責任と義務を明確にしています。

先月号でも取り上げましたが、最近、犬の放し飼いが多く、危険防止の面からも「おり」に入るか丈夫な鎖でつないで飼うことが義務づけられています。

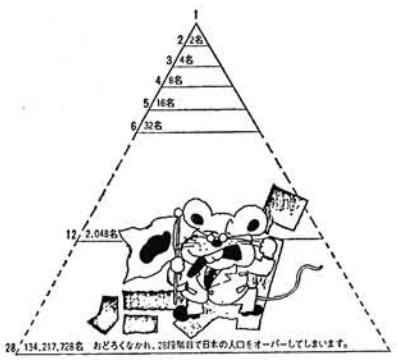
◎お父さんお母さんにお願ひ
最近のペットブームの急増に伴い、子供達が犬・ねこ等を飼いた

うまい話「う」用心

すぐ底の割れる
ネズミ講のしくみ

ネズミ講ってご存知ですか? 甘いさやきでまたたく間に全国に蔓延する一方、今日も悲しい知らせがとどいています。ひと口にネズミ講といっても、いろいろな種類があり、手口は巧妙を極めます。しかも自分からは「ネズミ講です」とは決していわないので、つい話に乗ってしまいます。

痛い目にあわないためには、ネズミ講のしくみを知っておくのが一番。勧誘されたなら、それがネズミ講であるかどうかを見極めましょう。



◎ある被害者の例を紹介します。Aさんは、「これは助け合いのひとつなんですよ」と言葉たくみに近所のBさんから加入を誘われました。「あなたが加入してお金を出しさらに二人加入させると、助け合いで五十倍以上のお金が送られて来ますよ!」

入させたのです。しかし、いつまでたってもお金は送られて来ません。親類からは苦情が出はじめ、いろいろ調べてみると、近所の人はほとんど加入していて、もう行き詰まりの状態だったのです。

こうしてAさんは被害者であると同時に、親類の人に対しては加害者になっていたのでした。

この世の中に、うまい話はそうあるものではありません。送金して、二人を勧誘・加入させるだけで出した金額の五十倍以上(Aさんの場合なら三千万円)もお金を送金されてくるなんて、あまりにもうまい話だと思いませんか。でも、うまい話には必ず落とし穴があります。ネズミ講は必ず破たんしますし、非生産的で賭博的で、社会に何の富もたらしません。

それだけではありません。大切な友人関係や、親類との信頼関係などを破壊し、悲劇を生むものになります。

ネズミ講の被害にあわないようネズミ講のしくみを良く理解し、うまい話の正体を見破りましょう。泣く前に良く考える——「ころばぬ先の杖」が大切です。

次回は連鎖販売取引(マルチ商法)についてお話しします。